

京都市女性総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第211号

京都市女性総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市女性総合センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市男女共同参画センター条例施行規則

第1条中「京都市女性総合センター」を「京都市男女共同参画センター」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「京都市女性総合センター条例」を「京都市男女共同参画センター条例」に、「第4条」を「第5条」に、「京都市女性総合センター使用許可申請書」を「京都市男女共同参画センター使用許可申請書」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同項第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第4条」を「第5条」に改める。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第7条中「第8条」を「第9条」に改める。

第8条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第1図書情報室の項中「午前10時」を「午前10時30分」に、「午後8時」を「午後8時30分」に改める。

別表第2中「女性の自立と社会参加を促進する」を「男女共同参画の推進に資する」

に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市女性総合センター使用許可申請書」を「京都市男女共同参画センター使用許可申請書」に、「京都市長」を「指定管理者」に、「京都市女性総合センター条例第4条」を「京都市男女共同参画センター条例第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)